庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金一般公募交付要綱

（目的）

第1条　庄内地域の持続可能な地域社会づくりと、地方と都市との連携による

移住・定住を促進するため、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金（以下

「助成金」という。）を交付することに関し、庄内自然エネルギー発電基金協

議会助成規程(２０２１年6月2日制定)（以下「助成規程」という。)に定め

るもののほか、一般公募に係る必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第２条　助成の対象となる者は、次のとおりとする。

（１）庄内地域に専ら居住するか、近い将来に居住を予定する２名以上のグル

ープ

（２）庄内地域に事業ないし活動の基盤を置く団体（法人を含む｡）

(助成金の対象事業)

第３条　助成の対象となる事業は、庄内自然エネルギー発電基金協議会（以下、

「協議会」という。）助成規程第２条第２項に該当する次の事業とする。

（１）再生可能エネルギーにより地域の持続可能性を高める取組み

（２）農畜林水産物ほか食料生産の振興を図る新たな取り組み

（３）住民生活における福祉、保健、医療、教育の増進を図る取り組み

（４）地域の良好な自然環境や固有種動植物の保全に関する取り組み

（５）郷土の歴史、民間伝承や文化・芸能等の保存継承に関する取り組み

（６）「生涯活躍のまち」構想など、地域の定住人口と交流人口の増加に関す

る取り組み

（７）その他、当協議会が特に必要と認めたもの

２　第1項及び第２項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動などを行う事業については、対象としない。

(助成金の同一申請者による申請数及び継続事業の取り扱い)

第３条の２　助成金の交付を受けようとするグループや団体（以下、「団体等」という。）の一般公募の申請数は、1回までとする。

まお、団体等による継続事業についても同様とする。

(助成対象経費)

第４条　助成金の対象となる経費は、第３条第1項に定める事業を行うために

必要な経費とし、次の各号のいずれかに該当する経費及びこれらに類する経費

は助成金の助成の対象にしない。

（１）グループや団体（以下「団体等」という。）の経常的な活動及び運営に

要する経費

（２）団体等の構成員に対する人件費及び謝礼

（３）食糧費(ボランティア謝礼的なものを除く。)

(対象事業における助成率と助成額)

第５条　団体等に対する対象事業における助成率は、毎年度の庄内自然エネル

ギー発電基金協議会（以下「協議会」という。）が毎年度の募集要項（一般公

募）の中で定める。

ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端

数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第６条　助成金の交付を受けようとする団体等は、協議会が毎年度の募集要項

（一般公募）で定める日まで助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書

類を添えて協議会に提出しなければならない。

（１）庄内自然エネルギー発電基金助成事業　事業計画書（様式第２号）

（２）庄内自然エネルギー発電基金助成事業　収支予算書（様式第３号）

（３）その他、協議会が必要と認める書類

(協議及び決定)

第７条　助成金の交付の対象となる事業については、庄内自然エネルギー発電基金協議会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が助成規程に基づき、次により決定する。

（１）運営委員会は一般公募締切り後、助成規程に基づく審査会を開催し、

申請書類を審査する。

（２）運営員会は審査会の要請により、必要に応じて申請者への追加資料の

提供を求めることができる。

（３）運営委員会は審査会の要請により、審査会に申請者の出席を求めるこ

とができる。

２　運営委員会委員長は、前項の協議に基づき、助成金を交付すべき団体等を

内定するときは、予算の範囲内で予定助成額を内定する。

　また、運営委員会は、内定となる助成事業について付帯条件を付すことがで

きる。

３　運営委員会委員長は、助成金の交付を内定したときは、速やかに協議会共同代表（以下、「共同代表」という。）に諮るものとする。

４　共同代表の決定後、協議会は、助成金交付決定通知書（様式第４号）によ

り、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条の2　助成規程第１３条第１項に基づく協議会が認めた軽微な変更を除

き、決定団体等は同項第２項により助成金交付（変更・中止）申請書（様式1号）を提出しなければならない。

２　協議会は前項の申請を承認した場合は、申請者に対して変更（中止）の決

定を通知するものとする。（様式５号）

(実績報告)

第８条　助成事業の交付を受けた者は、助成金交付の対象となった事業が完了

したときは、事業が完了してから30日以内又は翌年度の２月末のいずれか遅

い日までに、助成事業実績報告書（様式第６号）に次の書類を添えて協議会に

提出しなければならない。

（１）助成事業報告書（様式第７号）

（２）助成事業収支決算書（様式第８号）

（３）その他協議会が必要と認める書類

(助成金の交付時期)

第９条　助成金は、前条の規定に基づく報告により、運営委員長がその内容が

適当と認めた後において、その団体からの請求に基づき、３月末までに交付す

るものとする。

ただし、協議会が特に必要と認めるときは、助成対象事業の完了前に助成金

の全部又は一部を交付することができる。

(助成金の取消し)

第10条　協議会は、助成事業対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

（１）この要項の規定及び助成金の交付決定に付した条件に違反したとき

（２）助成金の目的に該当する事業を実施しないとき

（３）申請書の内容と事実が著しく異なったとき

（４）その他協議会が必要と認めたとき

(助成金の返還)

第11条　協議会は、前条により助成金の交付の決定を取消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定

めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条　この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は

運営委員会が別に定める。

附　則

この告示は、２０２１年９月６日から施行する。

様式第１号（第６条、7条の2第1項関係）

年　　月　　日

庄内自然エネルギー発電基金協議会共同代表　宛

申請者　所　　　在

団体の名称

及び代表者

年度庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付（変更・中止）申請書

（一般公募分）

年度において庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金事業を実施（変更）したいので、助成金　　　　　　　　円を交付（変更・中止）されるよう庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付要綱第６条の規定（第7条の２第1項）により関係書類を添付して申請します。

様式第２号（第６条関係）

庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　団体名 |  |
| ２　事業名 |  |
| ３　実施期間 | 年　　月　　日　～　　　　　　　年　　月　　日 |
| ４　事業の目的及び事業概要、期待される成果（主に住民及び地域社会に対する利益について） | |
| ５　事業の新規性（今までの実施事業との違いなど） | |
| ６　事業計画（おおよその時期、内容、場所及び対象）  【対象事業分野】（交付要綱第３条の当てはまる項目を記入) | |
| ７　助成金収入以外の収入見込み | |
| ８　事業の次年度以降の計画 | |

様式第３号（第６条関係）

庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金収支予算書

申請事業名：

団　体　名：

＜収　入＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 予　算　額 | 説明又は積算 |
| 事業収入 |  |  |
| 助　成　金 |  | 庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金 |
| その他収入 |  |  |
| 計 |  |  |

＜支　出＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 予　算　額 | 説明又は積算 |
| 事業費 |  |  |
| 会　議　費 |  |  |
| 事務局費 |  |  |
| 計 |  |  |

様式第４号（第７条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

申請者　所　　　在

団体の名称

及び代表者　　　　　　　様

庄内自然エネルギー発電基金協議会共同代表　㊞

年度庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金について、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付要綱第７条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

１　助成金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　条　　件

様式第５号（第７条の２第2項関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

申請者　所　　　在

団体の名称

及び代表者　　　　　　　　　　　　　　様

庄内自然エネルギー発電基金協議会共同代表　㊞

年度庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金（変更・中止）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金について、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付要綱第７条の２第2項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

１　変更後の助成（返金）金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　（注）中止の場合は、助成金の全額が返還となります。

２　条　　件

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

庄内自然エネルギー発電協議会共同代表　宛

申請者　所　　　在

団体の名称

及び代表者

年度庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金実績報告書

　　年　　月　　日付け第　　　号で交付決定のあった標記事業について、庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金交付要綱第９条の規定により関係書類を添付して報告します。

様式第７号（第８条関係）

庄内自然エネルギー発電基金協議会助成事業報告書

|  |  |
| --- | --- |
| １　団体名 |  |
| ２　事業名 |  |
| ３　実施期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| ４　事業の目的及び事業概要（事業を通じて実現しようとしていること及び事業概要） | |
| ５　実施した成果（主に住民及び地域社会に対する利益について） | |
| ６　実施結果（おおよその時期、内容、場所及び対象） | |
| ７　助成金収入以外の収入 | |
| ８　事業の次年度以降の計画 | |

様式第８号（第８条関係）

庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金収支決算書

申請事業名：

団　体　名：

＜収　入＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額 | 決算額 | 説明又は積算 |
| 事業収入 |  |  |  |
| 助 成 金 |  |  | 庄内自然エネルギー発電基金協議会助成金 |
| その他  収　　入 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

＜支　出＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 予算額 | 決算額 | 説明又は積算 |
| 事業費 |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |
| 事務局費 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |